

【事例 H26-06-02】 山梨県**多重債務者等心の健康相談事業**

多重債務者等を対象として、弁護士の無料相談を利用する際に引き続き保健師による心の健康相談も実施することで、自殺企図の未然防止につなげる。

【実施主体】 山梨県**【大綱の分類】** 6 社会的な取組で自殺を防ぐ②**【事業予算】** 257 千円（平成 29 年度）**【利 点】**

法律無料相談の利用者の中でメンタルケアが必要な人に、ワンストップで支援サービスが提供できる。

【実施に至るまで】**【背景・必要性・理由の概要・等】**

- ・自殺死亡率は人口動態統計（住所地ベース）で平成 16 年以降平成 26 年まで全国平均を上回る
- ・自殺統計（発見地ベース）では平成 19 年以降 8 年連続全国ワースト 1 位
- ・多重債務等様々な問題で弁護士の無料相談を利用する人は、何らかの心の問題を抱えた自殺のハイリスク者であることが多い

【計画を立てる上での工夫・等】

- ・無料法律相談をすでに実施している機関の協力を得て、低コストでの実施を考えた。

【具体的な内容・実施の過程】

- ▼目標： 弁護士相談と心の健康相談をワンストップで提供し自殺企図を未然に防止する。
- ▼内容： 無料弁護士相談来所者に対し法律相談に引き続き、保健師が心の健康相談を実施する。
- ▼体制： 無料法律相談を実施している機関（法テラス山梨）に保健師を派遣。
- ▼工夫： ・県民生活センターの「休日の無料弁護士相談」が終了になった際に、生活困窮者で法律問題を抱えている人が相談に訪れる法テラス山梨に相談場所を変更。
・継続相談が必要な場合には本人の了解を経て、市町村等への相談機関に確実なつながりを行っている。

【成 果】

- ・保健福祉分野の関係者と法律相談に関する関係者との相互理解と連携が深まっている。
- ・心の健康相談は法律相談当日の紹介であるにもかかわらず、法律相談利用者の約半数が心の健康相談を利用していることからニーズが高い効果的な相談の機会と考える。
- ・平成 25 年度末に市町村の自殺防止対策担当者と、無料法律相談担当者を対象に、本事業の周知と市町村でのワンストップ相談の普及を目的に研修会を開催した。

＜相談回数と相談者数＞

平成 21 年度	（頻度）1 日／月	（相談者数）25 人（8 月～）
平成 22 年度	（頻度）1 日／月	（相談者数）42 人
平成 23 年度	（頻度）半日／月	（相談者数）28 人
平成 24 年度	（頻度）半日／月	（相談者数）22 人
平成 25 年度	（頻度）半日×2 回／月	（相談者数）50 人
平成 26 年度	（頻度）半日×2 回／月	（相談者数）30 人
平成 27 年度	（頻度）半日×2 回／月	（相談者数）28 人
平成 28 年度	（頻度）半日×2 回／月	（相談者数）26 人

※平成 21 年度～平成 24 年度：県民生活センターの「休日の無料弁護士相談」にあわせて実施

※平成 25 年度～：法テラス山梨の無料弁護士相談にあわせて実施

【補 足】情報なし

【課 題】

平成 26 年度からは県直営事業（山梨県精神保健福祉センターの事業）として、法テラス山梨への保健師の派遣を継続する。

【事業種別】対面型相談支援事業

【準備期間・人数】 不明

【予防段階】 1 次予防

【自治体規模】 人口 823 千人（H29 年度） 財政規模 264,905,911 千円（H27 年度）

【自治体負担率】 1/2

【事業対象】 多重債務者等、無料法律相談の利用者

【支援対象】 多重債務者等、無料法律相談の利用者

【実施主体・問合せ先】

山梨県福祉保健部精神保健福祉センター

TEL：0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 4 4

E-mail：seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp

【参考資料・文献】

山梨県精神保健福祉センター : <http://www.pref.yamanashi.jp/seishin-hk/index.html>

【作成日】